

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途

消費税率の改定（平成26年4月1日及び令和元年10月1日）に伴う地方消費税交付金の増収分は、消費税法第1条第2項に規定する社会保障4経費、その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。  
令和7年度「本巢市一般会計予算」における社会保障施策経費への充当状況については、以下のとおりです。

<b>【歳入】 地方消費税交付金</b>	857,000 千円
うち社会保障財源化分(税率引き上げ分)	(467,455 千円)
<b>【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費</b>	4,266,779 千円

(単位：千円)

区 分	令和7年度 当初予算額	財 源 内 訳					
		特 定 財 源				一 般 財 源	
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税 (社会保障財源 化分の市町村 交付金)	その他
社会福祉 1 障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉、生活保護など	2,630,293	1,224,408	444,526	0	86,077	181,679	693,603
社会保険 2 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険など	1,339,257	61,496	172,203	0	0	229,478	876,080
保健衛生 3 医療、健康増進事業、予防対策事業など	297,229	2,599	13,822	0	9,583	56,298	214,927
<b>計</b>	<b>4,266,779</b>	<b>1,288,503</b>	<b>630,551</b>	<b>0</b>	<b>95,660</b>	<b>467,455</b>	<b>1,784,610</b>

※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方消費税交付金の令和7年度予算額の 22分の12 に相当する額とする。  
 ※2 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。